キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
原材料、商品又はサービスの購入による支出		△ 10,708,040,600
人件費支出		△ 1,321,632,367
その他の業務支出		△ 183,433,266
自己事業収入		11,628,423,197
補助金等収入		971,812,000
預り金科学研究費補助金収支差額		△ 1,011,723
小計		386,117,241
利息の受取額		5,130,136
業務活動によるキャッシュ・フロー		391,247,377
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出		△ 500,000,000
有価証券の預入による支出		△ 5,000,000,000
有価証券の払戻による収入		5,000,000,000
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出		△ 506,696,300
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 1,006,696,300
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー		0
Ⅳ　資金増加額		△ 615,448,923
Ⅴ　資金期首残高		4,928,350,474
Ⅵ　資金期末残高		4,312,901,551

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		270,515,862
当期総利益	270,515,862	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	270,515,862	270,515,862

解散命令公告

岩手県公告

下記に掲げる農業協同組合は、その代表権を有する者が欠けており、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第95条の３第１項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

令和７年10月３日

岩手県知事　達増　拓也

記

命令の要旨

農業協同組合法第95条の２第２号の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

甲子村農業協同組合

岩手県釜石市甲子町第９地割14番地

浄法寺町農業協同組合

岩手県二戸市浄法寺町浄法寺32番地

（教示）

１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、金融庁長官及び農林水産大臣に対して書面をもって審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三日

ソンニ〇二号　北海道小樽市幸四丁目四一一一　Ｆｕｊｉメゾ　代表清算人　多田　智

解散公告

当会社は、令和七年九月九日付けの株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三日

秋田市土崎港中央三丁目一二番九号　清算有限会社志渡鉄工所　清算人　佐田雄一郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三日

福島県いわき市常磐下湯長谷町下八九番地　株式会社日本総合医療研究所　代表清算人　近田美佐子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三日

茨城県水戸市南町三丁目六番二七号ウイング南ビル二Ｆ　有限会社朝倉プロモーション　清算人　細貝　妙子